

スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱第4第一号に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の実施に際し府中市が事業者に求める基準

(趣旨)

第1 この基準は、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成26年3月31日国住心第178号。以下「交付要綱」という。)第4第一号に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業(以下「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」という。)の実施に際し、サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市区町村への意見聴取について(平成28年3月4日国土交通省事務連絡)にて依頼のあった意見聴取手続を実施するにあたり、市の基準について定めるものとする。

(整備の基準)

第2 スマートウェルネス住宅等推進事業に係る補助金(以下「補助金」という。)の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)が、市内において、サービス付き高齢者向け住宅整備事業を実施するときは、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、市長は当該事業の実施について同意するものとする。ただし、第1号及び第2号については、平成38年度以降はこの限りでない。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅整備事業の実施によって、市内におけるサービス付き高齢者向け住宅の整備戸数の総数(既存の整備戸数を含む。)が、516戸を超えないこと。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅整備事業の実施に当たって、原則として別表に掲げる日常生活圏域の地区ごとの整備可能戸数(既存の整備戸数を含む。)を超えないこと。
- (3) 入居者の介護の重度化や医療措置が必要となった場合に備えて、併設又は近隣の医療機関及び介護事業所と協定を締結する等適切な連携を図ること。

(雑則)

第3 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成29年1月24日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年9月21日から施行する。

別表

日常生活圏域	町名	地区ごとの整備可能戸数
第一地区	多磨町、朝日町、紅葉丘、白糸台(1～3丁目)、若松町、浅間町、緑町	98戸
第二地区	白糸台(4～6丁目)、押立町、小柳町、八幡町、清水が丘、是政	107戸
第三地区	天神町、幸町、府中町、寿町、晴見町、栄町、新町	95戸
第四地区	宮町、日吉町、矢崎町、南町、本町、片町、宮西町	64戸
第五地区	日鋼町、武蔵台、北山町、西原町、美好町(1～2丁目)、本宿町(3～4丁目)、西府町(3～4丁目)、東芝町	67戸
第六地区	美好町(3丁目)、分梅町、住吉町、四谷、日新町、本宿町(1～2丁目)、西府町(1～2、5丁目)	85戸